

平成 28 年度 第 1 回 横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	平成 28 年 4 月 11 日 (月) 10 時 00 分～11 時 45 分
開 催 場 所	横浜市庁舎 5 階 関係機関執務室
出 席 者	委員 5 名 (委員については、提案募集時に示します) 事業所管局： 文化観光局 MICE 振興課 川手施設担当課長、川口担当係長、戸田担当係長 ほか 事務局： 政策局共創推進室 松本室長、内田担当課長、林担当係長 ほか
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
次 第	1 議事 (1) みなとみらい 21 中央地区 20 街区 MICE 施設運営事業について ア. 委員会の運営について イ. 実施方針について (審議) ウ. 要求水準書 (案) について (協議) エ. モニタリング基本計画 (案) について (協議) (2) その他 2 事務連絡
議 事 概 要 (要 旨)	(1) みなとみらい 21 中央地区 20 街区 MICE 施設運営事業について ア. 委員会の運営について 事務局から、資料 1 により、説明があった。 会議については、適正な競争の確保、企業ノウハウの保護及び審査への影響の回避のため非公開 (傍聴者なし) とした。ただし、調査審議の経緯及び結果については、要綱第 9 条第 2 項により公表することとした。 イ. 実施方針について (審議) 事業所管局から、資料 2 及び 3 により説明があり、実施方針について審議した。 ○ 委 員：事業期間終了後は、運営権はどうなるのか。同一事業者での運営継続はできないのか。 ● 事業所管局：今回設定する運営権について期間の延長はしないという意味であり、新たに運営権を設定し、運営することを想定している。同一事業者での運営継続も妨げない。 ○ 委 員：施設建設が遅れ、予定どおりに開業できなかったことが原因で予約を取り消す場合は、費用負担はどうなるのか。 ● 事業所管局：整備事業を担当する事業者の帰責である場合は、当該事業者が負担することになる。 ○ 委 員：施設完成前の予約受付に当たっては、そのような場合の取扱いについても明記すると良い。 ○ 委 員：予約金の取扱い等の課題があるとのことだが、予約受付は是非できるようにすべき。国際会議等の開催では、通常、7 年前から調整し、予約

を受け付ける。本件では3年前からとなるのは仕方がないが、市側でもできる協力を積極的にしていくべき。

- 事業所管局：予約金については、徴収できるようにする方向で検討中である。また、(公財)横浜観光コンベンションビューローが、市内全域で行われる国際会議の誘致を進めている。その中には本施設も含まれており、問い合わせへの対応は既に始めている。
- 委員：事業者の選定について、非公募で既存施設の運営事業者（榊横浜国際平和会議場）との随意契約によるとする案だが、議会には説明しているのか。
- 事業所管局：常任委員会場で説明してきている。
- 委員：プロフィットシェアリングを導入していくという案だが、予定している事業者では、十分な利益が出るという収支計画ができているのか。
- 事業所管局：詳細は不明だが、利益は出せると聞いている。
- 委員：プロフィットシェアリングについては、得られた利益をどう使うのかという点から考えるべき。更新投資か、整備費分の回収か、将来的な取組の財源か。何にどれだけ使うか、配分を早めに考えた方が良い。
- 委員：随契理由が立つかが重要だと思うが、どのように考えているか。
- 事業所管局：本事業目的の実現のためには、既存施設との一体的運営が必要であり、既存施設の運営事業者が本施設も運営することが妥当であると考える。したがって、地方自治法施行令167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しない」ことから、随意契約の締結が妥当であると考えている。
- 委員：一体的運営が必要不可欠であることは理解するが、別な事業者同士でも連携すれば不可能とは言えないのではないか。競争入札に適さないと切り切れるか。
- 委員：本件の場合、既存施設の運営事業者との随意契約とすること自体は、常識的に妥当であることは分かる。その上で、そのような方針とする理由を、より分かりやすく記載すべき。
- 委員：運営権対価の具体的な支払方法は提案に委ねるとしている。一方で、不可抗力による契約解除となった場合は、以後の対価等の支払義務は免除されるとしている。例えば、大部分の対価を最終年度に支払う計画で、途中で不可抗力解除になったときはどうなるか。
- 事業所管局：只今の指摘を受けて、何らかの措置をとるよう記載を修正する。
- 委員：市が受け取るべき運営権対価が、支払方法の違いにより徴収できなくなることは避けるべきであり、明確に示しておくことが必要と考える。
- 委員長：本事業の実施方針については、次の修正を加え、市の案のとおりとする。
 - (1) PFI事業者の選定方式については、非公募で随意契約とする理由を、より分かりやすく記載すること。
 - (2) 公共施設等運営権実施契約の途中解除があつた場合でも、PFI事業者が提案する運営権対価の支払方法にかかわらず、それまで

の期間に相当する運営権対価は支払われるよう規定すること。

ウ. 要求水準書（案）について（協議）

事業局から、資料2及び4により説明があり、要求水準書（案）について協議した。

- 委員：要求水準は、既存施設の現状と比べて、どの程度とする考えか。
- 事業所管局：同水準の運営になるように考えている。
- 委員：プロフィットシェアリングを導入するとした場合に、事業者は意図的に超過利益を出さない操作をしないか。そのようなことは無いとは思いますが、随意契約であるのなら、少し高くした方が良いのではないかと。
- 事業所管局：既存施設には無い施設もあるので、挑戦的な取組が必要な部分もある。サービス水準については、さらに検討する。
- 委員：サービス水準を高めるモチベーションを生じさせられるか。PFI・RO方式の事例で、改善努力をさせるために性能評価に足切り点を設けたものがある。非公募なので、要求水準どおりの提案でも良いとするのか、検討すべき。
- 委員：運営権対価とプロフィットシェアリングのバランスが重要であると考ええる。運営権対価を安全側に固く考えて低めに設定すると、プロフィットシェアリングへのインセンティブが働かなくなる可能性もある。いかにインセンティブを持たせるかについては検討すべきと考える。
- 委員：プロフィットシェアリングは、運営権対価の修正のように見られないよう注意すべき。運営権対価で設定した予測を超えることがあって利益が出た場合にシェアするとした方が、制度としては安定すると考える。
- 事業所管局：今後、考え方を整理していく。
- 委員：「サービスの質の向上」を示す表現がいくつかあるが、具体的には何をもって向上したとするか、一体的運営によって何が今よりも良くなるのか、運営事業者（予定者）と十分に認識を合せておくべき。

エ. モニタリング基本計画（案）について（協議）

事業所管局から、資料2及び5により説明があり、モニタリング基本計画（案）について協議した。

- 委員：契約解除の手續に関する具体的な記載が無く、実施契約に定めるとなっているが、実施方針の方にはもう少し具体的な記載がある。少なくとも、実施方針の記載レベルには合わせるべき。
- 委員：新規施設は、既存施設との差別化を図る考えか。
- 事業所管局：現時点では考えていない。議論していきたい。
- 委員：運営事業者が自己にのみ有利な方向に流れないように、しっかりとモニタリングできるようにすべき。

	<p>○ 委員：運営事業者は、SPC を組成するのか。</p> <p>● 事業所管局：SPC は設けないが、運営事業者内で会計を分ける予定である。</p> <p>○ 委員：通常、株式会社は、内部の会計を分けない。財務上のモニタリングは難しい。会計士にとっても、株式会社の中で PFI 事業の部分だけを監査するのは困難である。会計を分けた事例もあるので、参考にした方が良い。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<p>1 委員名簿</p> <p>2 横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱</p> <p>3 諮問文</p> <p>4 資料 1 横浜市民間資金等活用事業審査委員会の運営について</p> <p>5 資料 2 みなとみらい 21 中央地区 20 街区 MICE 施設運営事業について</p> <p>6 資料 3 実施方針(案)</p> <p>7 資料 4 要求水準書(素案)</p> <p>8 資料 5 モニタリング基本計画(素案)</p>